

Ⅲ 今後の取組の方向性

1 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援

目指す姿

発達障害のある児・者には、各ライフステージにおいて、将来の自立に向け、個々の特性に応じた支援を行っていくことが重要であり、気づいた段階から、いつでも必要な支援が開始される早期支援体制が構築されています。

(1) 乳幼児期の支援

ア 乳幼児期における支援ニーズの気づき

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 子育て支援の中での気づきの強化 （法第5条，第13条）	
発達の課題に関する相談にも対応できる子育て支援の窓口の設置	市町
母子健康手帳交付時や子育て教室における情報提供	市町
母子保健等の市町担当職員に対する研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 保育所，幼稚園等の現場における気づきの強化 （法第7条）	
保育士，幼稚園教諭の専門性の向上研修，現地指導の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
保育所等訪問支援・障害児等療育支援事業による施設支援の強化	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
3 乳幼児健診における気づきの強化 （法第5条）	
乳幼児健康診査を担当する保健師の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
乳幼児健康診査マニュアル等の活用促進	県（健康福祉局），市町
乳幼児健診における発達障害のスクリーニング体制の強化	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実 （法第5条，第19条）	
発達障害の診断ができる医療機関の公表の実施	県（健康福祉局）
発達障害の専門医療機関の確保	県（健康福祉局）

<指標>

指標	現状（H25末）		目標（H31末）	
乳幼児健康診査の未受診率 （ひろしまファミリー夢プラン）	乳児	5.6%	乳児	3.0%
	1歳6か月児	5.4%	1歳6か月児	4.0%
	3歳児	9.7%	3歳児	6.0%

課題，取組の必要性

1 子育て支援の中での気づきの強化（法第5条，第13条）

- 全市町において，子どもの発達等に関する相談窓口が設置されていますが，より身近な地域で安心して相談ができ，乳幼児期等の早い段階から，子どもやその家族を総合的に支援していく仕組みを整えることが求められています。

このため，妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する，母子保健と子育て支援が一体となった総合相談拠点「ひろしま版ネウボラ」の設置を促進することとしており，この取組の中で，発達障害に関する早期発見，早期支援に結びつけるなど，市町担当部署，医療機関等と連携した取組を行っていく必要があります。

- また，早期発見，早期支援の重要性について，保護者への理解促進を図ることや，「気づいた」後の早期支援につなげるため，各市町の母子保健や福祉関係職員等に対し，発達障害の専門的な研修や地域支援体制マネジメント事業等による現地指導を実施していく必要があります。

2 保育所，幼稚園等の現場における気づきの強化（法第7条）

- 保育所，幼稚園等では，日常の集団生活における行動観察などを通じて発達障害の気づきが得られることがあるため，保育士や幼稚園教諭等への発達障害に対する理解を深める取組等を引き続き行う必要があります。

3 乳幼児健診における気づきの強化（法第5条）

- 市町が実施する乳幼児健康診査受診率は，平成27年度の1歳6か月健康診査が93.9%，3歳児健康診査が91.4%であり，確実に受診するよう働きかける必要があります。健診受診者からニーズを把握することや，特に何らかの理由で受診しない児においてはその理由を把握し，受診を勧奨する必要があります。
- 平成27年度から乳幼児健康診査の問診項目は，厚生労働省児童家庭局母子保健課長通知により統一されています。一方，発達障害のスクリーニング方法は，保健師等による行動観察，医師による問診，アセスメントツール（M-CHAT，PARS等）の活用等があり，国はM-CHAT，PARSのアセスメントツール*の普及を進めています。今後，各市町の乳幼児健康診査における発達障害のスクリーニング機能を強化していくため，アセスメントツールの普及及び養育者，支援従事者等への適切なフィードバックを含めた支援の有効活用の促進に取り組む必要があります。

*アセスメントツールとは，発達障害の特徴に関するチェックリストであり，該当する項目数により判断するものである。

[アセスメントツールを利用している市町：12市町（平成28年8月調査）]

- また，ネウボラの相談等により，妊娠期から出産，育児期の継続的な保護者とのつながりを持ち，子育ての不安や悩みなど何でも相談できる体制を整えることで，ハイリスク家庭の早期発見につなげていく必要があります。

4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実（法第5条，第19条）

（Ⅲ-2-（2）参照：P25-26）

- 発達障害の専門的な診断を行う医療機関（小児科，児童精神科）が不足しているため，初診までに6カ月以上の待機期間を有する医療機関もあり，専門的な検査等により発達の特性を早期に確認し，早期に療育支援等を行う体制整備を図る必要があります。

イ 乳幼児期からの早期支援

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 乳幼児健診後の支援の強化 （法第5条）	
フォローアップのための親子教室の充実	市町
市町の母子保健担当職員等の専門性向上	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
身近な地域における専門相談の体制づくり	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
発達に課題が考えられる児の初診受診待機期間における支援の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 保育所等における療育支援の強化 （法第6条，第7条）	
障害児等療育支援事業の実施，職員の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局）
幼稚園教諭，保育士等の支援スキルの向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
発達障害児に対する保育士の加配等の充実	市町
3 障害児通所施設における療育支援の強化 （法第6条，第9条の2）	
児童発達支援事業所の確保	県（健康福祉局），市町
障害児通所施設の職員に対する療育支援の研修，実地（現地）指導	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
児童発達支援等の療育支援内容の質を確保するための取組	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
4 子どもの特性，支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実 （法第5条，第6条，第13条）	
市町保健師等の相談能力向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
障害児等療育支援事業における相談・療育指導の実施	県（健康福祉局）
5 学齢期への支援連携体制の強化 （法第3条）	
地域自立支援協議会等を活用した個別支援の連携体制の構築	県（健康福祉局），市町
サポートファイル等を活用した情報連携の促進	県（健康福祉局），市町

<指標>

指 標	現状（H25年度）	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援センター設置数 （第4期広島県障害福祉計画）	5圏域 13か所	5圏域 13か所	6圏域 14か所	7圏域 15か所
障害児保育受入可能市町 （第4期広島県障害福祉計画）	23市町	23市町	23市町	23市町

課題，取組の必要性

1 乳幼児健診後の支援の強化（法第5条）

- 各市町では，乳幼児健康診査等により発達の遅れ等に気づいた保護者に対してのフォローアップ教室や，ペアレントトレーニング等による子育て支援を行っていますが，市町の取組状況は異なっています。発達の遅れや課題が考えられる子どもの保護者に対しては，気づいた段階から市町の母子保健活動や子育て支援等において，発達障害に関する基礎的な知識や地域の支援機関に関する情報等について情報提供するとともに，子どもや保護者の意思を尊重しながら，精神的負担の軽減や適切な支援につながるよう，家族支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 子どもの支援を行う市町関係職員や福祉施設職員等に対しては，ペアレントプログラム事業化マニュアルの活用促進や県のこども家庭センターによるペアレントトレーニングの研修また，県発達障害者支援センターによる地域支援体制マネジメント事業や研修事業等による人材育成を，計画的に継続して実施する必要があります。

2 保育所等における療育支援の強化（法第6条，第7条）

- 発達に課題がある子どもの個々の特性に応じた環境調整や療育支援は，「気づいた」ときから速やかに行う必要があります。乳幼児健診後の子どもの保護者のフォローや市町の母子保健担当，保育所等の関係機関の連携により支援体制が必要になっています。
- 発達障害の早期発見，早期支援に重要な役割を担っている保健師や保育士，幼稚園教諭等に対し，継続して発達障害に関する理解を促したり，療育支援の情報などを提供する必要があります。
- 保育士や幼稚園教諭，障害児通所支援事業所等職員が発達障害児や発達に課題を感じる障害が疑われる子どもへの対応力を高めるため，個々の特性に応じた支援や環境調整等の配慮が行えるよう，療育現場での指導や研修体制を強化していくことが必要です。

3 障害児通所施設における療育支援の強化（法第6条）（法第9条の2）

- 児童発達支援については，平成24年度児童福祉法改正時の制度創設以来，利用者や事業所数は増加しており，その支援の質の確保及び質の向上を図るため，気づきの段階から，子ども本人の意思を尊重するとともに，最善の利益を考慮し，将来の子ども達の発達・成長の姿を見通しながら，今，どのような支援が必要かという視点を持ち，子どもの個々の特性に応じた療育支援が提供されるよう，関係職員に対する療育に関する研修を継続して実施していく必要があります。
- また，母子保健，医療機関，保育所等関係機関と連携するとともに，保護者と子どもの発達の状況や課題について共通理解を持ちながら，切れ目のない一貫した支援を行う必要があります。

4 子どもの特性，支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実（法第5条，第6条，第13条）

- 子どもの保護者に対しては，発達の遅れの有無に関わらず，乳幼児期，学齢期等において発達障害の相談窓口の情報を提供するなど，ライフステージを通じた相談支援や啓発に取り組んでいます。
- 保護者が，発達障害児や発達に課題が考えられる子どもの特性を理解し，適切な対応ができるよう，支援ニーズの“気づき”から，適切なサービスへの“つなぎ”までの支援として，障害児等療育支援事業による相談や療育指導を引き続き実施していく必要があります。

5 学齢期への支援連携体制の強化（法第3条）

- 乳幼児健康診査後の支援として，発達に課題が考えられる子どもの保護者の不安軽減や早期からの適切な支援につなげるため，健診結果やその後の支援状況について保護者了解の下，保育所や幼稚園，小学校等へ引き継ぎ，連携して対応する体制の整備が必要です。



ア 乳幼児期における支援ニーズの気づき

○ 乳幼児健康診査を行う市町支援

市町において、子どもの健康の保持増進、疾病の予防や障害等の早期発見のため、乳幼児の健康診査や家庭訪問などが実施されています。

市町が実施する乳幼児健康診査においては、「広島県乳幼児健診マニュアル」「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き」等を活用し、発達障害等の早期発見及び早期支援につながるよう支援しています。

※県HPで「広島県乳幼児健診マニュアル」及び「乳幼児健診外国語版問診票」等を情報提供

○ 広島県子育てポータルサイト「イクちゃんネット」の開設

子育てに役立つ情報を集約し、ワンストップで欲しい情報を受け取れる広島子育てポータルサイト「イクちゃんネット」において、発達が気になるこどもの相談先等の情報を掲載しています。

「イクちゃんネット」のアドレス→<https://www.ikuchan.or.jp/>

イ 乳幼児期からの早期支援

【身近な地域における早期発見・早期支援の促進】

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業

当事者及び家族に最も身近な地域・市町単位で個別の支援が受けられる体制を整備するため、広島県発達障害者支援センターに設置した「発達障害者地域支援マネジャー（発達障害に係る支援者間の連携や個別支援の方法について実践的な知識や経験を有する者）」が、地域・市町に対する助言やサポートを現地において実施しています。

【地域支援体制マネジメント事業の活用例】

区 分	主 な テ ー マ
乳 幼 児 健 康 診 査	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査場面の環境設定、スタッフの動き・役割等のアドバイス ・乳幼児健康診査場面の子どもの観察アセスメント ・保健師などの健診に関わるスタッフへの研修
早 期 支 援 教 室 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域にあわせた形の早期支援教室等の設定に関するアドバイスと整理 ・スタッフの研修、実際場面でのスタッフのOJT（現場トレーニング） ・早期支援教室等における個別支援会議の参加と情報提供、アドバイス
保育所・幼稚園・認定保育園 障 害 児 通 所 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児、発達に課題のある児の観察とアドバイス、アセスメント ・ケース会議の参加と情報提供 ・発達障害に関する実践的な研修

【気づきを支援する人材育成及び療育支援従事者のスキルアップの促進】

○ 発達障害支援スキルアップ研修（相談支援、療育支援）

地域で発達障害者の相談支援に従事している市町の相談担当職員、相談支援事業所職員等や、療育支援に従事している保育士、幼稚園教諭、障害児通所支援事業所職員等を対象に、発達障害児・者への支援スキル向上のための研修を行っています。



【発達に課題が考えられる子どもへの早期支援】

○ 県のこども家庭センターによる支援（発達に課題が考えられる子どもの相談）

発達障害児や知的障害児・者への専門的な相談を行うとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。

【県のこども家庭センターによる取組内容】（Ⅲ-4再掲：P32）

- ・二次的な問題の改善の目的で、家族療法事業として、グループワーク、カウンセリング、ペアレントトレーニング及び感覚統合訓練等の支援
- ・市町関係機関職員を対象にペアレントトレーニングのリーダー養成研修
- ・社会的養護関係職員を対象にペアレントトレーニングによる対応方法の研修

【発達に課題が考えられる子どもへの療育支援】

○ 障害児等療育支援事業

在宅の障害児・者や発達に課題が考えられる児・者に対して、障害福祉サービスを受ける前の支援ニーズへの“気づき”の支援や、適切なサービスへの“つなぎ”の支援として、訪問又は外来において個別や集団での相談・療育指導を実施しています。また、保育所や幼稚園、学校に対して、いわゆる「気になる児」の支援についての助言・指導も行っています。その他、発達障害を扱う医師やコメディカルを養成する研修や、保健師、保育士に対する発達障害に関する研修なども実施しています。

※上記を実施する事業所は、県ホームページ・イクちゃんネットに掲載されています。

県ホームページ>イクちゃんネット>子育てナビ>療育相談

（ホームページアドレス）<http://www.ikuchan.or.jp/navi/handicapped/consultation/032330.html>

参考 障害児の福祉サービス制度

○ 平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施策体系が児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所施設に一元化されました。

○ 障害児通所支援の対象に発達障害児は含まれており、療育手帳等の有無は問わず、児童相談所（県のこども家庭センター）、市町、医師等により療育が必要と認められた児童が対象になります。通所支援に係る給付は、市町で行われています。

【障害児通所施設】

施策の種類	事業概要
児童発達支援	主に未就学の障害のある児童を児童発達センターその他の事業所等に通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童を授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の事業所に通わせて、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

※上記を実施する事業所は、県ホームページに掲載されています。

県ホームページ>障害児通所施設事業所サービス情報

（ホームページアドレス）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syougaijikouji.html>

(2) 学齢期・教育の支援

学齢期における支援ニーズの気づきと特別支援教育支援体制の充実 ＜取組の方向＞

取組の内容	担当
1 学校における気づきの強化 （法第8条）	
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
発達障害の専門家による巡回相談の実施	市町教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の活用	県教育委員会，市町教育委員会
県発達障害者支援センターによる教職員対象の研修等の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
2 特別支援教育支援体制の充実 （法第8条）	
個別の教育支援計画，指導計画の作成・活用促進	県教育委員会
相談支援ファイル（サポートファイル）の活用促進	県（健康福祉局） 県教育委員会
地域の関係機関との連携による一貫した支援体制の整備	県教育委員会
県発達障害者支援センターによる教職員対象の研修等の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
3 教員の専門性の向上 （法第8条，第23条）	
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
免許法認定講習の継続的な実施	県教育委員会
大学院等，教員長期研修への派遣	県教育委員会
授業研究等を通じた特別支援学級担任の専門性の向上	県教育委員会
授業研究等を通じた通常の学級担任等の専門性の向上	県教育委員会
通級による指導の充実	県教育委員会
発達障害に関して，各市町で中核となって指導ができる専門性の高い教員の養成	県教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会
4 職業的自立の促進 （法第10条第2項）	
職業的自立を促進する教育の推進	県教育委員会
ジョブサポートティーチャーの効果的な活用，企業との連携	県教育委員会
5 学校外での居場所の確保・療育支援の充実 （法第6条，第9条，第23条）	
放課後児童クラブにおける発達障害児への対応の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
日中一時支援事業における発達障害児への対応の充実	市町
放課後等デイサービス事業所職員に対する研修，現地指導等の支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
放課後等デイサービスと学校との連携による一貫性のある切れ目のない支援	県（健康福祉局），市町

取組の内容	担当
6 保護者への啓発 （法第8条，第13条）	
保護者に対する発達障害に関する理解啓発や特別支援教育等の理解啓発の実施	県教育委員会 市町教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会
7 高等学校以降の教育支援体制の充実 （法第8条）	
専修学校，大学・短大等に対する発達障害の理解啓発の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
専修学校，大学・短大等の学校職員に対する研修，現地指導の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
8 乳幼児期からの継続した支援体制の構築 （法第3条）	
乳幼児期の支援者と学校関係者が支援を連携する体制の整備	県（健康福祉局），市町
サポートファイルの活用促進	県（健康福祉局），市町

<指標>

指 標	現 状	目 標
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率 （広島県障害者プラン）	（H24年9月）89.2%	（H29年度末）100%
特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率の向上 （広島県障害者プラン）	（H25年5月）76.0%	（H29年度末）90%以上
特別支援教育に関する教育研修の受講率 （広島県障害者プラン）	（H24年9月）90.0%	（H29年度末）100%
特別支援学校高等部卒業生就職率 （ひろしま未来チャレンジビジョン）	（H26年度末）33.0%	（H30年度末）40%

課題，取組の必要性

1 特別支援教育ビジョン

- 本県では，平成20年7月に広島県特別支援教育ビジョンを策定し，支援体制の整備や教員の専門性の向上等に取り組んでいます。（平成29年度に改定予定）
- 相談対応は，各学校が教員の特別支援教育に関する研修を実施したり，特別支援学校のセンター的機能を活用したりするなどして，本人・保護者からの相談に対応する必要があります。
- 支援体制は，各学校が発達障害のある児童生徒が個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう，特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催し，関係機関と連携して個別の教育支援計画，個別の指導計画を作成し，適切な指導や合理的配慮の提供が行われるよう支援体制の充実を図る必要があります。
- 市町の専門性は，教育的ニーズの多様化に伴い，保護者への適切な情報提供，相談支援，就学先決定に資するよう，市町教育委員会の特別支援教育に関する専門性をさらに高めていく必要が

あります。

- 県民啓発は、広く県民に特別支援教育の理念等の理解啓発を図る必要があります。
- 特別支援学校のセンター的機能は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等からの支援要請が増加、多様化しており、指導・支援についての情報発信を含め、更に充実した支援を継続していく必要があります。
- 職業教育は、児童生徒の自立と社会参加に向け、一人一人の発達段階や個々の特性、教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に職業的自立を促進するため、職業教育の充実を図る必要があります。
- 専門性向上は、特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の未保有者に対して免許状を取得するように指導し、保有率向上に取り組む必要があります。

【校内支援体制の整備状況】（広島市を除く。）

区 分	年 度	公立幼稚園	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
校内委員会の設置	H20	80.0%	100.0%	100.0%	60.4%
	H28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援教育コーディネーターの指名	H20	81.4%	100.0%	100.0%	93.4%
	H28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個別の指導計画の作成	H20	52.9%	84.1%	78.5%	5.5%
	H28	76.1%	97.3%	96.5%	98.8%
個別の教育支援計画の作成	H20	32.9%	75.0%	66.1%	5.5%
	H28	50.0%	94.9%	93.6%	68.7%

【特別支援学校高等部卒業者の就職状況】

区 分	H20 年度	H27 年度
特別支援学校高等部卒業者就職率	22.0%	42.4%

※就労継続支援 A 型事業所の利用者を含む。

2 「通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年文部科学省調査）

- この調査において、小・中学校に学習面又は行動面で困難を示す児童生徒が在籍している割合は約 6.5%（推定値）となっています。すべての教員一人一人が発達障害に関する正しい知識を習得し、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対する支援を進めていく必要があります。

3 インクルーシブ教育システムの構築

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）（平成 24 年 7 月）が示されました。
- その中には、早期からの就学相談の実施、市町における医療、保健、福祉との連携、就学先決定の仕組みとして、保護者に十分な情報を提供すること、早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるよう、サポートファイルや個別の教育支援計画等を活用することが求められています。また、県教育委員会には、就学先決定に関わる相談・助言機能を強化することも求められています。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場があります。障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、合理的配慮及び必要な支援が提供され、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことができる環境づくりを推進する必要があります。
- 児童生徒が、障害の状態や、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、学校教育における ICT 機器の活用など、適切な教材の提供、整備などが求められています。
- 一人一人が多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、

障害者理解や交流及び共同学習の推進を図る必要があります。

- 発達に課題がある児童生徒の保護者に適切な情報提供や支援を行い、相談体制の充実に継続的に取り組む必要があります。
- 市町における医療と福祉が連携した早期からの就学・相談支援の充実に図る必要があります。また、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるよう、相談支援ファイル（サポートファイル）や個別の教育支援計画等を活用した校種間連携等の仕組みを構築する必要があります。

4 発達障害者支援法の一部を改正する法律

- 教育の分野では、発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することが規定され、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導計画に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進が規定されました。
- また、教育に関する業務を行う関係機関が、医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関等と連携を図りつつ、発達障害者の支援を行うことや、県及び市町に対して、発達障害者が就労するための準備を適切に行えるための支援を学校が行えるよう必要な措置を講じることが示されました。

5 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布

- 文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成 28 年 12 月 9 日）により、高等学校における通級による指導が制度化され、平成 30 年度から高等学校においても障害に応じた特別の指導が行えることになりました。

6 学習指導要領の改訂

- 中央教育審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）（平成 28 年 12 月）では、「資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【困難さの状態】に対する【指導上の工夫の意図】+【手立て】の例」が示されることや、小・中学校における特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方や留意点等が具体的に示されることが必要であると示されました。
- 通級で指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、全員について個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが適当であると示されました。

7 学校外での居場所の確保・療育支援の充実（第 9 条、第 9 条の 2）

- 共働き家庭や留守家庭の児童が参加する放課後等児童クラブ等において、発達障害児の受入れを進め、職員への研修や専門家による後方支援を強化することにより、発達障害のある児童への個々の特性に応じた対応とともに、周りの児童も含めたよりよい集団生活づくりが必要です。
- 放課後等デイサービスについては、平成 24 年度児童福祉法改正時の制度創設以来、利用者や事業所数は急速に増加しておりますが、一方、支援内容の適正化と質の向上が求められているため、平成 29 年 4 月から、障害児支援等の経験者の配置やガイドラインの遵守等の見直しが行われました。子どもの最善の利益の保障と健全な育成や保護者支援を図りつつ、子どもの個々の特性に応じた発達支援が提供されるよう、職員に対する研修を継続して実施する必要があります。
- また、放課後等デイサービスでは、医療機関等関係機関との連携や、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により学校との連携を積極的に図ることが求められます。

現在の取組

【就学・相談支援体制の確立】

○ 適正な就学相談支援・教育相談支援事業

特別支援教育についての説明や相談機関等の情報を提供する「教育支援ガイドブック」を県教育委員会ホームページに掲載しています。

○ 広島県特別支援教育指導委員会を設置し、就学先決定に関わる相談・助言を行っています。

【特別支援教育支援体制の充実】

○ 小学校、中学校及び高等学校における支援体制の整備

全ての市町を特別支援教育体制整備の推進地域に指定し、全ての公立学校で校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等がされるよう推進しています。

○ 特別支援教育コーディネーター研修

県立特別支援学校の専任の教育相談主任及び特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援学校センター的機能研修会を実施しています。

また、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、研修を実施しています。

【交流及び共同学習】

○ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、特別支援学級と通常の学級との間等で交流及び共同学習を実施しています。実施に当たっては、双方の教育課程上に位置付け、計画的・組織的な実施を推進しています。

【教員の専門性の向上】

○ 発達障害児教育支援スキルアップ研修

学齢期の発達障害児が学校生活において発達障害の特性に配慮した支援を受けられるよう、教育の環境設定や教える工夫など、教職員の支援スキル向上を図ることを目的に「発達障害児教育支援スキルアップ研修」を実施しています。

○ 教員の専門性向上事業等

毎年免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭免許状の取得を促しています。また、県立教育センターで特別支援教育に関する専門研修を実施しています。長期研修として、国立行政法人特別支援教育総合研究所や広島大学院等に教員を派遣し、特別支援教育の専門性の高い教員の育成を図っています。

また、通常の学級の担任や特別支援学級、通級による指導の担当者に対して発達障害等に関する研修等を実施することによって、各市町の中核となる専門性の高い教員の養成を図るとともに、市町教育委員会の担当者を対象に研修会を実施しています。

○ 特別支援学校におけるセンター的機能の発揮

特別支援学校に、小・中学校等への支援を専任で行う教育相談主任を配置するなど、センター的機能の充実を図っています。また、県内の特別支援学校のセンター的機能を実施する地域を、県教育委員会ホームページに掲載しています。

【特別支援学校】

学 校 名	学 校 名
広島中央特別支援学校（視覚障害）	三原特別支援学校（知的障害）
広島南特別支援学校（聴覚障害）	三原特別支援学校大崎分教室（知的障害）
尾道特別支援学校（聴覚障害・知的障害）	呉特別支援学校（知的障害）
尾道特別支援学校しまなみ分校（知的障害）	呉特別支援学校江能分級（知的障害）
広島特別支援学校（肢体不自由・知的障害）	庄原特別支援学校（知的障害）
福山特別支援学校（肢体不自由）	広島北特別支援学校（知的障害）
西条特別支援学校（肢体不自由）	沼隈特別支援学校（知的障害）
西条特別支援学校八本松分級（肢体不自由）	黒瀬特別支援学校（知的障害）
広島西特別支援学校（病弱）	黒瀬特別支援学校安浦分級（知的障害）
廿日市特別支援学校（知的障害）	呉南特別支援学校（聴覚障害・知的障害）
福山北特別支援学校（知的障害）	広島市立広島特別支援学校（聴覚障害・知的障害）

○ 発達障害児への指導に対する支援

障害特性の理解や指導の参考となるよう、特別支援教育ハンドブックやリーフレットを作成するとともに、県教育委員会のホームページに掲載したり、広島県教育資料に発達障害を念頭に置いた指導資料を掲載したりしています。また、小・中学校の教育研究会における指導・助言を行っています。



【職業的自立の促進】

○ 特別支援学校の就職支援

生徒の就職意欲を高め、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を企画、実施しています。また、就職支援教員（ジョブサポートティーチャー）を配置するとともに、応援企業を募集するなどの就職支援をしています。

○ 特別支援教育推進のための懇談会

学識経験者、関係機関等の委員で構成し、発達障害等支援を含む特別支援教育ビジョン推進事業について評価・検討を行っています。

【学齢期以降の支援体制の強化】

○ 県民への理解啓発

学校が地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けたり、特別支援学校がセンター的機能の発揮を通して、教育相談及び研修等を実施したりしています。

また、県教育委員会ホームページに特別支援学校に関する情報を掲載しています。

○ 高等学校以降の教育支援の充実

進路先への引き継ぎにより、一貫した支援が受けられるよう、高等学校特別支援教育コーディネーター研修を実施し、個別の教育支援計画等の作成・活用を推進しています。

○ 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の構築

乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるよう、相談支援ファイル（サポートファイル）の活用や個別の教育支援計画等の作成・活用を促進したり、校種間の引き継ぎでの活用を推進したりしています。

(3) 成人期・就労等の支援

<取組の方向>

ア 成人期の支援ニーズの気づきから早期支援

取組の内容	担当
1 成人期の支援ニーズの気づきの強化 （法第3条，第21条，第23条）	
身近な地域で相談しやすい窓口の整備	県（健康福祉局），市町
成人も受診可能な発達障害の専門医の養成	県（健康福祉局）
ひきこもり相談支援センター等との連携	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
2 職場における気づきの強化 （法第10条，第21条，第23条）	
産業医，企業内カウンセラーに対する普及啓発	県（健康福祉局）
地域や企業への普及啓発	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

イ 就労支援体制の充実

取組の内容	担当
1 就労に向けた支援体制の充実 （法第10条，第14条第1項の2）	
職場体験実習機会の確保	市町
県発達障害者支援センターによる就業支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
障害者就業・生活支援センターによる就業支援	県（健康福祉局，商工労働局）
就労移行支援事業所，就労継続支援事業所（A型・B型）などの福祉サービスの確保・提供	市町
企業に対する障害者雇用のノウハウ等の普及	県（商工労働局）
2 就労定着のための支援体制の整備 （法第10条，第14条第1項の2）	
企業に対する発達障害者雇用支援の施策・制度の周知	県（商工労働局）
発達障害の特性や発達障害のある人が継続的に働く上で必要となる配慮等について雇用主への普及啓発の実施	県（商工労働局）
県発達障害者支援センターによる労働環境の調整等への支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
一般就労における発達障害のある人の就労定着支援体制の充実	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
障害者就業・生活支援センターによる労働環境の調整・定着支援	県（健康福祉局，商工労働局）
企業に対する障害者雇用のノウハウ等の普及	県（商工労働局）
3 就労支援者の専門性の向上 （法第10条，法第23条）	
就労支援事業所等の職員への研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
ハローワーク等，就労支機関の職員への研修の実施	県発達障害者支援センター
4 就労支援関係機関等の連携強化 （法第3条，第10条）	
医療，保健，福祉，就労関係機関が連携した支援の促進	県（健康福祉局）
障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関の連携の促進	県（健康福祉局）

ウ 成人期の生活支援体制の充実

取組の内容	担当
1 生活支援の充実 （法第3条, 第11条, 第23条）	
福祉サービスを活用するための支援	市町
地域生活支援拠点等の整備推進	市町
既存の福祉サービスを活用した居場所の確保	市町
障害者就業・生活支援センターによる生活支援	県（健康福祉局）
強度行動障害支援者の養成研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

<指標>

指 標	現 状	目 標
50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数 （広島県障害者プラン）	6,806人 （H25年6月）	8,279人以上 （H30年度末）

ア 成人期の支援ニーズの気づきから早期支援

1 成人期の支援ニーズの気づきの強化（法第3条，第21条，第23条）

- 成人期に発達障害による生活上の困難さが考えられる方等の相談では，スクリーニングを行うために「乳幼児期から記録された生育歴情報」が必要であり，サポートファイル等の乳幼児期からの継続した情報を記載できる情報ツールの活用を促進する必要があります。
- 引きこもり者の背景として発達障害が要因の一つとして考えられており，県発達障害者支援センターと引きこもり相談支援センター等が協力して支援を行う体制が必要です。

2 職場における気づきの強化（法第10条，第21条，第23条）

- 障害者の雇用・就労の促進を図るためには，企業経営者や企業の従業員に対して，障害者に対する偏見，無関心，障害の特性や配慮の仕方等への無理解などの社会的障壁を除去して受け入れる体制を確保していく必要があります。

イ 就労支援体制の充実

1 就労に向けた支援体制の充実（法第10条，第14条第1項の2）

- 発達障害者の自立及び社会参加のためには，就労は重要であり，県発達障害者支援センターの相談者にも個々の特性等から就労に困難を抱える方も少なくなく，発達障害者の個々の特性に応じた適正な就労の機会の確保や就労するための必要な支援体制を整備する必要があります。
そのため，公共職業安定所（ハローワーク），障害者職業センター，障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関，県発達障害者支援センター，その他，医療，保健，福祉，教育，民間団体等が連携した支援体制を構築する必要があります。
- 高等教育に進学する発達障害のある学生に対し，就労支援機関の支援が受けられるよう，学生支援の体制を地域に拡大し強化する必要があります。
- 専修学校や大学等において就労支援を行う教職員等に対して発達障害に関する研修を行い，進路指導，キャリア教育の取組の中で発達障害者の個々の特性に応じた就労支援が必要です。

2 就労定着のための支援体制の整備（法第10条，第14条第1項の2）

- 発達障害者の就労定着に対しては，その有する能力を生かせるよう個々の特性を理解したうえで，日常的な業務遂行を支援し，必要に応じて職場の同僚等の理解を促進するための措置や職場での適応に関する相談等に，関係機関が連携して適切に対応する必要があります。
- 一般就労の事業所や企業における発達障害者の就労定着を図るため，発達障害の個々の特性等への理解やジョブマッチング等の情報提供を促進する研修，現地支援体制を充実する必要があります。
- また，障害者総合支援法改正に伴い，平成30年度から新設される就労定着支援の活用により，就労に伴う生活面の課題解決に向けて，効果的な支援を実施していく必要があります。

3 就労支援者の専門性の向上（法第10条，第23条）

- 地域の就労支援を行うハローワークや障害者就業・生活支援センターでは，発達障害者（生活上の困難さがある方を含む。）の相談は増加しており，手帳がなく，診断を受けていない状態で来所するケースもあるため，発達障害に対する基礎的な理解や障害特性に配慮した対応のノウハウなどの研修を継続して行う必要があります。（ハローワーク等就労支援機関のアンケート結果から）

4 就労支援関係機関等の連携強化（法第3条，第10条）

- ハローワークや障害者職業センター，障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関においては職場開拓，就労支援及び定着支援を実施しており，発達障害（生活上の困難さがあることを含む。）や障害が受容できていない場合への対応等について，県発達障害者支援センターとの連携や職員等への研修が引き続き求められています。

ウ 成人期の生活支援体制の充実

1 生活支援の充実（法第3条，第11条，第23条）

- 発達障害者が自立した社会生活を営むために，障害の状態や生活実態に応じて，社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保や共同生活を営むべき住居の確保等在宅支援の確保，成人期から高齢期にかけて保護者が亡き後の生活に備えるための支援体制の整備が必要です。
- 県発達障害者支援センターの成人期の相談のうち，「就労支援」や「生活支援」，「日中活動の場」などのニーズが高いため，来所相談者に対する職場や生活の場所での現地指導等の支援体制の充実が必要となっています。
- 成人期の発達障害者支援については，市町による地域生活支援拠点等の整備等に向けた取組に加え，障害者就業・生活支援センター，労働相談機関やニート就労支援施設，ひきこもり支援施設等においては，それぞれの施策を進めていく中で発達障害者又はその可能性のある人への支援に取り組んでおり，今後，発達障害者への支援の充実に向け，さらに連携を深めていく必要があります。
- 強度行動障害を有する方は，自傷，他害など，生活環境への著しい不応行動を頻回に示すことがあります。適切な支援により状態の緩和が可能となります。このため，障害福祉サービス事業者職員等に対し専門的な研修を行い，より適切な支援を行う従事者の養成が重要となっています。

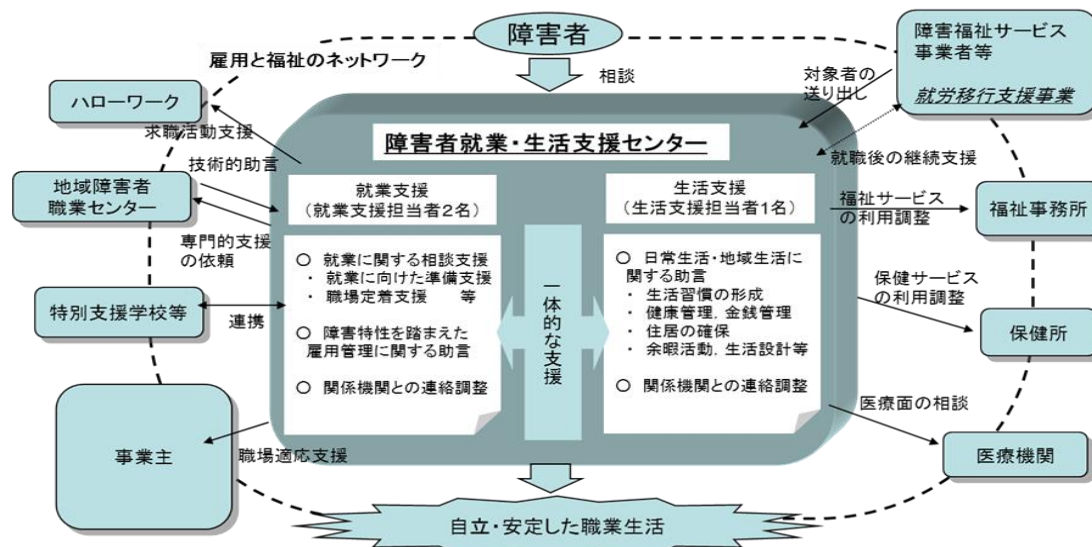
現在の取組

[成人期の気づきからの早期支援]

○ 障害者就業・生活センターによる支援（県内7圏域：10か所）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉等の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

※（県ホームページアドレス） <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syugyou-seikatsushien-center.html>



○ 広島県発達障害者支援センターによる就労支援

成人期の相談支援や「当事者の会」における学習会等を行っています。また、就労支援に関する相談に対しては、必要に応じて訪問や現地指導等を実施しています。さらに、ケースの状況によっては家族の理解と協力も必要となるため、家族との面談の時間を設定しています。

○ 相談支援従事者の研修（発達障害支援スキルアップ研修：相談支援）

地域で発達障害者の相談支援に従事している市町の相談担当職員、相談支援事業所職員等を対象に、発達障害者の支援スキル向上のための研修を行っています。

○ 広島地域若者サポートステーション「若者交流館」における取組

若年無業者、いわゆるニートの職業的自立に向けた支援として、相談や就職支援プログラム等を実施しています。発達障害者（生活上の困難さがあると考えられる者を含む。）に対しては、県発達障害者支援センターと連携して対応しています。

[就労支援]

○ 物品調達における障害者多数雇用事業者認定制度

県の物品の調達に当たり、障害者多数雇用事業者として認定した事業者に対する受注機会の拡大を図っています。

【障害者多数雇用事業者認定制度の概要】

- ・指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名する。
- ・随意契約により物品を調達する場合、原則として、1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせ等に加える。

〈事業者認定要件〉

- ・県の競争入札参加資格(物品)を有し、県内に事業所を有していること
- ・県内事業所での障害者の雇用割合が4.0%以上であること

○ **雇用促進支援資金**

障害者の雇用に取り組む中小企業者を支援するため、必要な資金を長期・低利で融資しています。

【融資対象】

次のいずれかに該当する県内の中小企業者

- ・新たに障害者を常用雇用するもの
- ・障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの

○ **発達障害者の就労支援に関する情報の提供**

障害者の就労支援に関する情報は、県作成リーフレット「障害者の雇用をすすめましょう」及び広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」により情報提供を行っています。

※「わーくわくネットひろしま」の掲載内容

- ・障害者及び障害者の雇用を計画している事業主が利用可能な支援制度・相談機関を紹介
- ・企業向け発達障害者雇用啓発・促進冊子「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」（厚生労働省作成）の紹介

○ **障害者雇用優良事業所表彰**

障害者を積極的に雇用している事業所を表彰し、雇用の取組を紹介しています。

○ **障害者合同面接会の開催**

求職中の障害者を対象とした就職面接会を開催しています。

○ **障害者雇用ビジネスモデルの推奨**

障害者雇用企業や職業訓練施設等の見学会、説明会等を通して、参加企業にビジネスモデル（障害者雇用のノウハウ）を推奨しています。

【就労支援従事者への支援】

○ **発達障害支援スキルアップ研修（就労支援）**

地域で発達障害者の就労支援に従事している市町の就労担当職員、就労移行支援事業所職員、就労継続支援事業所職員等を対象に、発達障害者の支援スキル向上のための研修を行っています。

○ **障害がある人の雇用や雇い入れに関する相談機関（県ホームページに掲載）**

県ホームページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/1176968791177.html>

【生活支援】

○ **障害者総合支援法による福祉サービス**

県ホームページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/1176968791177.html>

○ **強度行動障害支援者養成研修**

強度行動障害のある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援が行えるよう、支援者に知識と技術に関する情報を提供することを目的とした研修を行っています。